

令和4年2月18日

大島区地域協議会
会長 丸田新一様

大島区総合事務所長

大島区に係る令和4年度の地域活動支援事業の審査等について（依頼）

標記の件について、大島区に係る地域活動支援事業の審査をお願いします。

つきましては、審査に係る採択方針について、地域協議会としての案を取りまとめていただくようお願いします。

なお、本依頼については、令和4年市議会3月定例会での新年度予算の成立を前提としたものです。

担 当

大島区総合事務所 総務・地域振興グループ 佐藤・高橋
〒942-1106 上越市大島区岡3320番地3
電話：025-594-3101（内線63・61） FAX：025-594-3105

令和4年度上越市地域活動支援事業（大島区）に係る採択方針等について

1 採択方針について

令和3年度	令和4年度
<p>1 優先して採択する事業</p> <p>大島区の中央部を流下する保倉川と、四方を取り巻く山並みが形づくる緑豊かな自然景観の中に、農の文化を伝える祭礼や伝統行事、森林と農業に育まれた多様な地域生態系などが引き継がれ、人々の暮らしと自然が調和した心地よい環境が守り育てられている。</p> <p>この多様な自然資源と地域に蓄積されてきた知恵や歴史を継承するとともに、時代にふさわしい新しい価値を地域の中からつくり出し、互いを尊重しながら活動できる、開かれた地域づくりを進めるため、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○団体等が主体的に取り組む事業で、協働性が高くより地域の活性化に資する事業 ○地域資源を活用した特産品の開発や他地域との交流などに資する事業 ○地域振興及び地域づくりを担う人材の育成・確保等に資する事業 ○日常生活に関する課題に関し、住民間で支え合う体制づくりや解決に資する事業 	
<p>2 その他の事業</p> <p>優先して採択する事業以外の事業については、上越市地域活動支援事業の趣旨を考慮し、採択する。</p>	

2 同一事業の採択回数上限について

令和3年度	令和4年度
同一団体による同一事業に対する補助は3回までとする。 (平成24年度採択からカウント)	

3 補助率と補助額の上限及び下限について

令和3年度	令和4年度
補助率：補助対象事業費の10/10以内 ○事業内容、審査の結果により、補助金額の減額・調整を行う場合がある。 補助金の上限額：なし 補助金の下限額：なし	

4 他の補助制度があるものの制限について

令和3年度	令和4年度
提案事業が他の市類似補助事業の補助要件に合致していた場合、対象外とする。	

5 追加募集について

令和3年度	令和4年度
	追加募集を行わない。

6 審査方法について

令和3年度	令和4年度
審査方法 ①提案事業一覧表及び提案書の写しを事前配付 ②審査にあたり、提案者の説明（プレゼンテーション）と質疑応答を実施 【現場のある提案事業は現地にてプレゼンテーションを行う】 ③提案事業について、4人1組の3グループで検討する。 ○提案団体の代表者が委員であった場合、関係する案件の審査から外れる。	

7 採点方法について

令和3年度	令和4年度
<p>採点項目と点数</p> <p>公益性…5点、必要性…5点 実現性…5点、参加性…5点 発展性…5点</p> <p>採点方法</p> <p>○グループ討議の結果を参考にしながら、各委員が個別に採点票に評価結果を記入する。</p> <p>○提案団体の代表者が委員であった場合、関係する案件の採点は行わない。</p>	

8 採択事業の決定方法について

令和3年度	令和4年度
<p>①評価項目ごとの平均点とその合計点の算出を行い、算出結果を各委員に提示する。</p> <p>②算出結果を参考に総合的に審議を行い、地域協議会として、個々の提案事業の採択及び不採択、また、採択する事業のうち、助成事業に対する補助金額について、意見を取りまとめる。</p>	

9 スケジュール

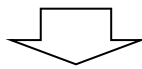
令和3年度	令和4年度（案）
<p>①募集要項の配布 3月下旬に全戸配布</p> <p>②提案書の受付期間 4月1日（木）～4月30日（金）</p> <p>③提案事業説明会 5月26日（水）午前9時～</p> <p>④地域協議会（審査） 5月26日（水）午後2時～</p>	<p>①募集要項の配布 3月下旬に全戸配布</p> <p>②提案書の受付期間 4月1日（金）～4月28日（木）</p> <p>③提案事業説明会 5月下旬</p> <p>④地域協議会（審査） 5月下旬</p>

※この資料の内容は、令和4年市議会3月定例会での新年度予算の成立を前提としたものです。

令和4年度 大島区地域協議会における
地域活動支援事業の審査の手順について（案）

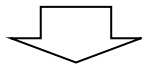
1 審査依頼

- ・採択すべき事業を選定し、補助金額を決定
- ・支援事業の実施に当たり配慮すべき点等、付帯意見の有無
- ・不採択とした提案事業についての理由



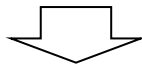
2 プレゼンテーション

- ・提案団体ごとにプレゼンテーション等を実施
 - 現場のある提案事業は、現地にて提案団体による事業内容についての説明と質疑応答
 - 現場を伴わない事業の提案団体による事業の内容についての説明と質疑応答



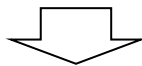
3 グループ討議（3グループ、1グループ4人）

- ・地域活動支援事業の目的と合致しているか
- ・優先採択方針に適合しているか
- ・共通審査基準（公益性、必要性、実現性、参加性、発展性）について
- ・補助希望額の妥当性 など
- ・グループの代表者は、グループ討議の意見を記載し、事務局へ提出



4 個人審査の実施

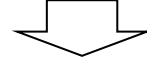
- ・自身のグループ討議の意見等を参考に採点票に記入
- ・提案団体代表者が委員であった場合、関係する提案の採点を行わない



5 全体審査

(事務局が採点票をもとに集計、グループ討議意見集約後)

- ・採点結果及びグループ討議での意見の報告
- ・各提案事業の採択、不採択の決定

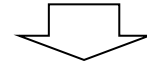
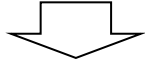


採択する事業

- ・補助金額を決定
- ・提案団体への付帯意見を決定

不採択とする事業

- ・不採択とした理由を決定



6 審査結果の報告

- ・地域協議会長から総合事務所長に審査結果を報告

大島区に係る令和3年度地域活動支援事業に係る採点票

1. 採点対象

事業No.・事業名	事業No.1 □□□□□□□□□□事業
提案者名	○○○○○

2. 採点内容

(1) 基本審査

基本審査内容	左記基準との適合性
・地域活動支援事業の目的と合致しているか	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない
適合しない理由	

(2) 地域自治区の採択方針

当区の「優先採択方針」	左記方針との適合
<p>1 優先して採択する事業</p> <p>大島区の中央部を流下する保倉川と、四方を取り巻く山並みが形づくる緑豊かな自然景観の中に、農の文化を伝える祭礼や伝統行事、森林と農業に育まれた多様な地域生態系などが引き継がれ、人々の暮らしと自然が調和した心地よい環境が守り育てられている。</p> <p>この多様な自然資源と地域に蓄積されてきた知恵や歴史を継承するとともに、時代にふさわしい新しい価値を地域の中からつくり出し、互いを尊重しながら活動できる、開かれた地域づくりを進めるため、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 団体等が主体的に取り組む事業で、協働性が高くより地域の活性化に資する事業 ○ 地域資源を活用した特産品の開発や他地域との交流などに資する事業 ○ 地域振興及び地域づくりを担う人材の育成・確保等に資する事業 ○ 日常生活に関する課題に関し、住民間で支え合う体制づくりや解決に資する事業 	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない

(3) 共通審査基準

審査項目	審査基準	当区の配点	採点欄
①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	5	
②必要性	・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか	5	
③実現性	・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか	5	
④参加性	・提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか	5	
⑤発展性	・新しい発想が感じられる取組や先進的な取組であるか ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性があるか ・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか	5	
合計		25	

* 採点は整数で行ってください。

(4) その他特記事項

--

共通審査基準の採点にあたっての考え方

審査項目	審査基準	
①公益性	• 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか	成果の還元はごく限定的 広い成果の還元がある 0 1 2 3 4 5 ←-----●-----●-----●-----●-----●-----→
	• 全市的な方向性と合致しているか	全く合致していない 大いに合致している 0 1 2 3 4 5 ←-----●-----●-----●-----●-----●-----→
	• 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	不利益を与える可能性が大きい 不利益を与えない 0 1 2 3 4 5 ←-----●-----●-----●-----●-----●-----→
②必要性	• 地域の実情や住民要望に対応したものか	全く対応していない 大いに対応している 0 1 2 3 4 5 ←-----●-----●-----●-----●-----●-----→
	• 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか	全く有効でない 優れて有効 0 1 2 3 4 5 ←-----●-----●-----●-----●-----●-----→
	• 緊急性の高い提案事業であるか	緊急性はない 緊急性が高い 0 1 2 3 4 5 ←-----●-----●-----●-----●-----●-----→
	• ほかに方法で代替できないものであるか	代替手段がある 代替できない 0 1 2 3 4 5 ←-----●-----●-----●-----●-----●-----→
③実現性	• 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか	全く不明確である 明確である 0 1 2 3 4 5 ←-----●-----●-----●-----●-----●-----→
	• 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか	計画の熟度が低い 計画の熟度が高い 0 1 2 3 4 5 ←-----●-----●-----●-----●-----●-----→
	• 資金調達の規模や時期に無理はないか	無理がある 適切である 0 1 2 3 4 5 ←-----●-----●-----●-----●-----●-----→
④参加性	• 提案事業の実施に当たり多くの住民等の参加が期待できるものか	全く期待できない 大いに期待できる 0 1 2 3 4 5 ←-----●-----●-----●-----●-----●-----→
⑤発展性	• 新しい発想が感じられる取組や先進的な取組であるか	これまでの踏襲である 新たな取り組みである 0 1 2 3 4 5 ←-----●-----●-----●-----●-----●-----→
	• 提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか	基盤が脆弱な団体である 信頼のおける団体である 0 1 2 3 4 5 ←-----●-----●-----●-----●-----●-----→
	• 事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか	全く期待できない 大いに期待できる 0 1 2 3 4 5 ←-----●-----●-----●-----●-----●-----→

私たちの地域をもっとよくなる 「まちづくり活動」の提案を 募集します!!

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 令和3年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。



■募集期間

令和3年4月1日(木)から4月30日(金)まで (必着)

事業提案書、説明資料をお持ちになり、大島区総合事務所までおいでください。

■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等又は営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

■支援内容

- ・ 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ポイント!》

- ・ 事業を行う上で要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃）に要する経費
 - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とします。）
 - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 令和4年3月31日までに事業を完了（経費の支払を含む。）するとともに、大島区総合事務所に実績報告書を提出してください。

■補助金額、補助回数（新規事項）

- ・ 地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。
- ・ 同一団体による同一事業に対する補助は、3回までとします。（平成24年度事業からカウント）

《大島区の予算 490万円》

《ポイント!》

- ・ 補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合があります。
- ・ 補助金額の限度額は、大島区の予算の範囲内で交付します。
- ・ 同一団体による同一事業への補助は、3回までとします。連続でなくても（1年おき等でも）3回で終了となります。

■応募方法

- ・ 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、大島区総合事務所に持参してください。

《ポイント!》

- ・ 申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、大島区総合事務所へ事前にご相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・ 事業提案書、補助金交付申請書等の用紙及びQ&Aは、大島区総合事務所で配布します。また、市のホームページから様式をダウンロードすることができます。

■提案事業の審査と決定

- ・ 大島区地域協議会で審査を行い、採択等を決定します。
- ・ 審査方法は、書類審査のほか、事業を実施する場所で提案者から行っていただく説明等を参考に行います。
- ・ 審査は次の視点をもとに行います。

(1) **地域自治区の採択方針** … 地域自治区ごとに設定するものです。

- ・ 「地域自治区の採択方針」とは、各地域自治区が抱える地域課題等に応じてどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を明らかにするものです。令和3年度大島区の採択方針は次のとおりです。

《大島区採択方針》

1 優先して採択する事業
<p>大島区の中央部を流下する保倉川と、四方を取り巻く山並みが形づくる緑豊かな自然景観の中に、農の文化を伝える祭礼や伝統行事、森林と農業に育まれた多様な地域生態系などが引き継がれ、人々の暮らしと自然が調和した心地よい環境が守り育てられている。</p> <p>この多様な自然資源と地域に蓄積されてきた知恵や歴史を継承するとともに、時代にふさわしい新しい価値を地域の中からつくり出し、互いを尊重しながら活動できる、開かれた地域づくりを進めるため、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 団体等が主体的に取り組む事業で、協働性が高くより地域の活性化に資する事業○ 地域資源を活用した特産品の開発や他地域との交流などに資する事業○ 地域振興及び地域づくりを担う人材の育成・確保等に資する事業○ 日常生活に関する課題に関し、住民間で支え合う体制づくりや解決に資する事業
2 その他の事業
<p>優先して採択する事業以外の事業については、上越市地域活動支援事業の趣旨を考慮し、採択する。</p>

(2) **基本審査・共通審査**

- ・ 基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は次の審査項目と視点により審査を行います。

《共通審査の項目と視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none">・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。・ 全市的な方向性と合致しているか。・ 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の実情や住民要望に対応したものか。・ 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。・ 緊急性の高い提案事業であるか。・ ほかに方法で代替できないものであるか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none">・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。・ 資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none">・ 提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none">・ 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。・ 提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。・ 事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。

《ポイント！》

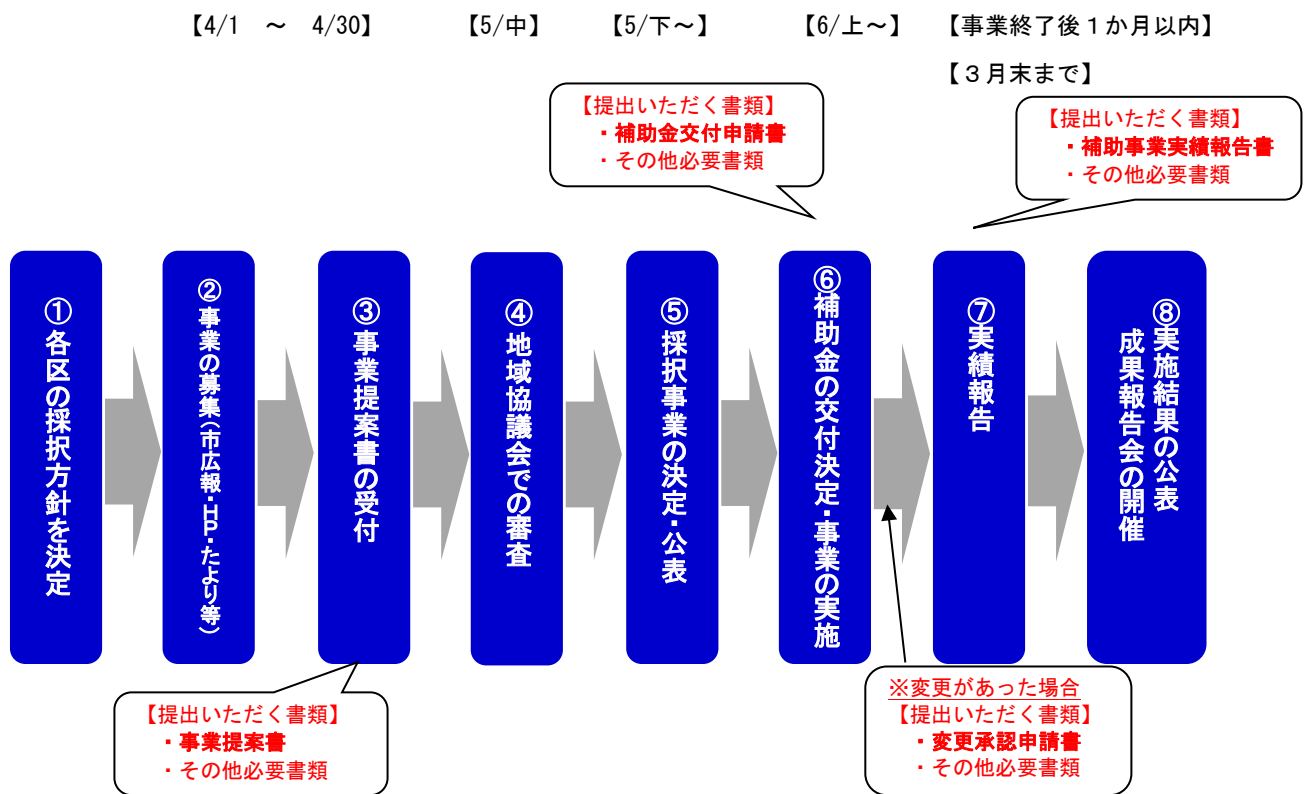
- ・ 地域協議会の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。各地域自治区の審査に当たっての基本的な考え方は、大島区総合事務所でご確認ください。

■事業の紹介・公表

- ・ 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・ また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

※ 3月に大島区の成果発表会（報告会）を予定しています。実施事業の内容や成果をすべての団体から発表していただきます。

■フロー図（事業実施の流れ）



こちらまでご相談・ご応募ください！

大島区の事業はこちらまでご相談・ご応募ください！



大島区総合事務所 総務・地域振興グループ

所在地 上越市大島区岡 3320-3

電話 025-594-3101(内線 61) FAX 025-594-3105

申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ & A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください！